

余國生悲劇

(題字は昭和33年7月、第1号発行に際し当時の京都市長高山伊藏氏に揮毫いただいたものです。)

京都市食品衛生国民健康保険組合は去る3月19日午後4時からホテルオーケラ京都において第140回通常組合会を開催しました。議員定数28名のうち21名（出席5名、書面表決16名、欠席6名、欠員1名）が出席し、次の議案について審議しました。



令和7年度組合予算決定期

午後4時、事務局が開会を宣言し、岡山理事長のあいさつの後、宮本議長により議事が進められました。慎重な審議の結果、全議案が原案通り可決され、谷尻副理事長から閉会の辞が述べられました。引き続き一般財団法人京都工場保健会による人間ドックの説明が行われました。

勤労者皆保険の一環として年金と健保一体改革による被用者保険の適用拡大ですが、昨年10月からは適用基準が従業員規模50人超に拡大されました。この企業規模要件の廃止時期は当初の予定から6年間の先送りとなりますが、賃金要件の撤廃などもあり、国保組合の被保険者が流出していく展開は変わらないと言えます。こども家庭庁の少子化対策の財源として医療保険料とあわせて徴収する「こども・子育て支援金制度」は令和8年度から支援金負担が生じます。高額療養費制度の見直しとして自己負担限度額の引き上げが令和7年8月から9年8月にかけて3段階で実施される予定でしたが、政府の対応が二転三転しすべて凍結されました。

当国保組合の状況ですが、被保険者の減少傾向は続いています。後継者難による廃業や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が主な原因ですが、それに加え、短時間労働者への健康保

組合員の皆様には、平素より国保組合事業に格別のご協力をいただきお礼申し上げます。当組合の令和7年度予算は、3月19日に開催された第140回組合会で承認されました。詳細は本誌に掲載されておりますのでご覧ください。

少子高齢化の進行や医療技術の高度化等による医療費の増加、日本の人口そのものが毎年減少していくこと、昨年年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となり生産年齢人口の減少が続いていることなどが経済成長の停滞や社会保障制度の維持などに大きく影響して保あります。このような急激な少子高齢化や労働人口の減少などの不可逆な社会構造の変化は国保組合の運営にも影響

令和3年から始まりましたマイナンバーカードを保険証として使用できるオンライン資格確認ですが、当国保組合では昨年末で全体の約6割の方が利用登録されており、マイナ保険証の利用率は26.3%です。引き続き登録の勧奨と個人情報の安全管理対策を徹底していく必要があります。また、今年度は国保組合に対する国庫補助金の算定基礎となる厚生労働省による所得調査が行われます。組合の運営にとって非常に重要なものです。マイナンバーによる情報連携によって、原則として事務局が所得情報を取得します。

国保組合を取り巻く情勢は、今後も益々厳しくなると予想されます。今回の年金制度改革が国保組合の存続にとつての分水嶺となるのか、それとも、ただの通過点に過ぎないのかはわかりません。それでも今後も安定した運営が継続できよう組織・財政基盤の強化に邁進していく所存です。

が多々見られるようになつてきました。国庫補助金ですが、当国保組合の一般被保険者の補助率は32%です。特定被保険者は16.4%と低くなっています。当組合の特定被保険者割合は令和6年1月末で39.7%となつておらず、令和元年度末の30.8%からおおよそ5年間で9%増と増加し続けています。このように被保険者数の減少による保険料収入の減少、国庫補助金の減少など当組合の財政運営は本年度も楽観視できなさい状況です。市町村の国民健康保険料の課限度額は106万円から109万円へ引き上げられますが、当国保組合においては医療費の適正化や諸経費のコストを行うことで令和7年度の保険料

主な事業運営に向けて —予算成立の報告—

理事長 岡山繁士



令和7年度事業計画

1 平均被保険者数

世帯数 421

被保険者数 844 (介護2号被保険者数 398)

令和6年12月末の世帯数は478、被保険者数は899 (介護2号被保険者数428) 最近の被保険者異動の状況を勘案し、世帯数、被保険者数、介護2号被保険者数ともに若干の減少を見込みます。

2 保険料

据え置きです。

1人当たり保険料見込額

- (1) 医療給付費分 年額 134,388円
 (2) 介護納付金分 年額 52,776円
 (3) 後期支援金分 年額 39,804円

※未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減

毎年1月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の12月以降に賦課する組合員の保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者1人につき12,000円/年を補助することとしています。

※前産後期間の保険料軽減

組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減することとしています。

3 保険給付

(1) 療養の給付及び療養費

一部負担金の割合

- ①就学児～70歳未満 3割
 ②70歳～74歳の一般・低所得者 2割
 ③70歳～74歳の現役並み所得者 3割
 ④未就学児 2割

(2) 高額療養費

一部負担金の額が自己負担限度額(所得により区分あり)を越えたとき、その超過分を支給する制度。自己負担額は次のとおり。

70歳未満		
区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得 9017円超	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% [多款回140,100円]
イ	旧ただし書き所得 600円超～901円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% [多款回93,000円]
ウ	旧ただし書き所得 210円超～600円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% [多款回44,400円]
エ	旧ただし書き所得 210円以下	57,600円 [多款回44,400円]
オ	住民税非課税世帯	35,400円 [多款回24,600円]

70歳以上		
区分	所得要件	限度額
現役並み 所得者Ⅲ	課税所得 650万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% [多款回140,100円]
現役並み 所得者Ⅳ	課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% [多款回93,000円]
現役並み 所得者Ⅴ	課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% [多款回44,400円]
一般	課税所得 145万円未満	外米(個人ごと) 18,000円 世帯ごと57,600円 [多款回44,400円]
低所得者Ⅱ	住民税 非課税世帯	外米(個人ごと) 8,000円 世帯ごと24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が一定基準以下	外米(個人ごと) 8,000円 世帯ごと15,000円

- (3) 高額介護合算療養費
 (4) 移送費
 (5) 出産育児一時金
 • 産科医療保険制度加入機関での出産 50万円
 • 産科医療保険制度未加入機関での出産 48万8千円
 (6) 葬祭費
 • 事業主及び従業員 5万円
 • 家族 3万円
 (7) 海外療養費

4 保健対策

(1) 医療費通知

年2回 世帯に通知

(2) 人間ドック・ミニドック

対象者 40歳以上の被保険者

契約料金 23,100円～55,000円
自己負担額 契約料金の30%を超えない範囲で一部負担金を徴収する。

(継続組合員は全医療機関一律20,000円)

時期 4月～12月

(3) 脳ドック

対象者 40歳以上の被保険者

契約料金 27,500円～31,900円
自己負担額 7,000円～10,000円

(※脳ドックの単独健診はできません。)

時期 4月～12月

(4) 上腹部MR I

対象者 40歳以上の被保険者

契約料金 27,500円
自己負担額 7,000円

(※上腹部CTの単独健診はできません。)

時期 4月～12月

(5) 大腸CT

対象者 40歳以上の被保険者

契約料金 33,000円
自己負担額 9,000円

(※大腸CTの単独健診はできません。)

時期 4月～12月

(6) 特定健診

特定健診検査項目のみを実施。自己負担なし。

(7) 特定保健指導

特定健診結果から生活習慣改善の必要な被保険者に実施。自己負担なし。

(8) 糖尿病重症化予防対策

(9) 重複服薬通知事業

- (10) ジェネリック(後発)医薬品差額通知
ジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担額の軽減例を通知。年4回
 (11) インフルエンザ予防接種助成事業
インフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成。一人につき、年度内1回、上限2,000円までの助成を行う。
 ※特定健診対象者のいる世帯では、対象者全員が健診された世帯に限ります。

(12) 郵送検査

特定健診受診者(人間ドック受診者を除く)及び20歳以上40歳未満の被保険者を対象として大腸がん検査を行う。健診申込はがきの郵送料のみ本人負担とし検査器具代金並びに検査費用は組合負担とします。

(13) 健康教育事業

生活習慣病予防等の健康教育を行うため、広報誌「食品国保掲示板」を年2回発行。年末には健康カレンダーを組合員全世帯に配布し生活習慣病予防等の健康教育を行います。

(14) 健康教室の開催

(15) こころの健康づくり推進事業

(16) 歯科検診

人間ドック契約機関と連携し歯科検診を実施します。

(17) 禁煙外来医療費の助成

禁煙外来を受診する被保険者の医療費を助成します。

(18) 健康増進事業

温泉・健康ウォーキング等の健康増進事業を実施します。

令和7年度京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する実践計画

京都市食品衛生国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本計画の4に基づき、令和7年度の実践計画を策定しました。

1 法令遵守のための指導・研修等

2 法令遵守のための管理

3 法令遵守関連情報の報告

4 不祥事故の対応

5 雜則

70歳未満		
区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得 9017円超	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% [多款回140,100円]
イ	旧ただし書き所得 600円超～901円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% [多款回93,000円]
ウ	旧ただし書き所得 210円超～600円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% [多款回44,400円]
エ	旧ただし書き所得 210円以下	57,600円 [多款回44,400円]
オ	住民税非課税世帯	35,400円 [多款回24,600円]

令和7年度歳入歳出予算

歳入	収入済額(円)	歳出	支出済額(円)
国民健康保険料	168,472,000	組合会費	1,203,000
国庫支出金	157,623,000	総務費	49,315,000
前期高齢者交付金	8,400,000	保険給付費	206,664,000
出産育児交付金	60,000	後期高齢者支援金	65,310,000
府支出金	2,700,000	前期高齢者納付金	110,000
市町村支出金	1,280,000	介護納付金	29,980,000
共同事業交付金	8,165,000	共同事業拠出金	15,158,000
財産収入	521,000	保健事業費	19,300,000
寄付金	1,000	基金積立金	120,000
繰入金	10,003,000	諸支出金	10,487,000
繰越金	85,000,000	予備費	50,000,000
諸収入	5,422,000		
歳入合計	447,647,000	歳出合計	447,647,000

報告事項

(補正予算の承認)

令和6年度から、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるための費用が交付されることとなり、それに伴う科目の新設が必要となったため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26千円を増額し、歳入歳出をそれぞれ546,25千円としました。なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

(組合規約の一部改正)

令和6年12月2日からの被保険者証廃止にかかる関係法令の改正に伴う規約の改正を行いました。(詳細は次ページに掲載)なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

組合規約の一部改正

食品国保組合規約の一部を次のように改正する。

第2章 組合員 第9条を次のように改める。

(脱退)

第9条 組合員が組合を脱退しようとするときは、氏名、住所及び被保険者の氏名並びに脱退の事由を記載した書面をもって、その旨を組合に届出なければならない。

2 前項の届出は、1ヶ月以上の予告期間を設けあらかじめその旨を通知しなければならない。

第5章 保険料 第29条を次のように改める。

(保険料納付期限の延長)

第29条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月（ただし、急患等として保健医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき

(2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき

(4) 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき

第12章 罰則 第72条を次のように改める。

第72条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を課す。

附則（第9条 脱退、第29条 保険料納付期限の延長、第72条）

(施行期日)

1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第29条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和7年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



大腸がん郵送検診

今年度も昨年に引き続き特定健康診査の受診者および二十歳から三十九歳の加入者を対象に郵送による「大腸がん」検診を行います。

「大腸がん」はがん死亡原因の一位となっておりますが、早期発見・早期治療で完治する病気です。特に若い世代は、定期的に医療機関を受診し身体の状況を把握する機会が少ないと 思います。

ご自身の健康、生活を守るためにもぜひ受診してください。
対象者には案内（申込書）を別途お送りします。

なお、お申し込みされた場合は必ず検体のご提出をお願いします。



マイナ保険証を使ってみませんか？



さまざまなメリットがあります！

- ・薬剤情報等の提供に同意すると、データに基づくより良い医療が受けられます。
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・健康保険証で受診した場合と比べて、初診料・再診料が安くなります。
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

※マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください。

新規加入者をご紹介ください！

食品国保は食品販売に従事されている方たちの医療保険です。お知り合いで、食品販売業を営んでいる方がおられましたら、ぜひご紹介ください。

◎保険料は市町村国保に比べ有利です。

◎人間ドックなどの疾病予防対策が充実しています。

◎加入できる方

【京都府】 京都市・宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・亀岡市・八幡市 【滋賀県】 大津市 【大阪府】 枚方市に住所があり、次の事業に従事している方

旅館・菓子・麺類・パンの製造販売・牛乳・食肉・青果物・魚介類・米穀類の販売・惣菜・魚菜の調理販売・コンビニエンスストアなど

ホームページをご活用ください。

<https://kyoto-shokuhin.jp>

各種申請書等ダウンロードできますので、是非ご利用ください。



人間ドック・血管ドックのすすめ

～京都工場保健会～

3月19日開催の組合会議案審議後、一般財団法人京都工場保健会の大賀様と岡野様に「人間ドックの重要性および血管ドック」に関する説明をしていただきました。

説明の始まりには人間ドックを受診する利点や検査内容、受診の流れなどの分かりやすいプレゼンテーションが行われ、健康維持のためのポイントなどについてお話しいただきました。引き続き「血管ドック」！についての説明が行われました。出席者の皆様は熱心に耳を傾けられ、説明が進むにつれて、健康への関心の高さが伺えました。

後半の質疑応答の時間では活発な質疑応答が繰り広げられました。特に検査内容について深く掘り下げた質問には一つ一つ丁寧に答えていただきました。このような質疑応答を通じて、出席者は自分自身の健康についてより理解を深め、今後の健康管理に対する関心が一層高まった様子でした。



血管ドックなど
期間限定の
特典があります！

血管ドックとは？

- ・心筋梗塞や脳卒中の原因となる動脈硬化の程度を頸動脈超音波検査、血圧脈波検査で総合的に判断します。
- ・こんな人におすすめです。

高血圧・脂質異常・糖尿病のある人、たばこを吸っている、家族に心筋梗塞や脳卒中の病歴がある人など

医療費の動向 令和6年度高額医療費調べ (中間報告)

食品国保では、被保険者の医療費を年齢、疾病、個人別に集計し、今後の保険事業等の参考としています。令和6年度の高額医療費上位10名をお知らせします。毎年、上位を占めるのは「がん」や「慢性腎不全」の患者さんです。11位以下もがんなどの生活習慣病の方が多くおられます。上位10名の医療費合計は3,248万円となり、同期間の被保険者全員の2億1,129万円に占める割合は約15%になっています。

表中の数名の方はすでにお亡くなりになっています。上位の心疾患・脳血管疾患のほとんどの方が、以前から高血圧症・高脂血症・糖尿病を発症されています。静かに進む病気は黙って命を奪います。あらためて生活習慣を見直し、人間ドックの受診などで早期発見していく必要があるのではないかと思います。

【令和6年度】高額医療費上位10名

(令和6年4月～令和7年1月診療分 10か月分合計)

	費用額累計	主な傷病名	年齢	性別
1	5,721,250	慢性腎不全・心筋梗塞・糖尿病	60代	男
2	3,767,780	心不全・高血圧症	60代	男
3	3,497,160	変形性肩関節症・関節リウマチ・糖尿病	70代	男
4	3,368,830	慢性腎不全	70代	女
5	3,043,590	直腸癌	60代	男
6	2,928,180	好酸球性副鼻腔炎	50代	男
7	2,766,690	好酸球性副鼻腔炎	30代	女
8	2,603,430	狭心症・高血圧症	60代	男
9	2,569,600	胃癌・直腸癌・心筋梗塞・糖尿病	70代	男
10	2,220,860	変形性膝関節症	70代	女
計	32,487,370	食品国保の全被保険者の医療費に対する割合		15.38%

令和7年度 半日人間ドック・ミニドック料金表

△補助対象者△ 40歳以上LS25.4.1～S61.3.31生まれの方

※令和7年度中に40歳にならの方は、40歳の誕生日を迎えていなくても受診できます。

検査種別	検査内容	自己負担金	連絡先
湖池クリニック	特別人間ドック	16,000	℡: 0120-777-465
	ミニドック	7,000	※ミニドックの胃部検査は賃貸視検査のみです。(胃カメラへの変更不可)
	脳ドック	7,000	※脳ドック・上腹部MRI・大腸CTの単独は不可
	上腹部MRI	7,000	※ドックでカメラを希望される場合は別途自己負担が必要です
湖池クリニック (東) 様	大腸CT	9,000	
	特別人間ドック	16,000	℡: 0120-888-075
	ミニドック	7,000	※ミニドックの胃部検査は賃貸視検査のみです。(胃カメラへの変更不可)
	脳ドック	7,000	※脳ドック・上腹部MRIの単独は不可
京都予防医学センター	上腹部MRI	7,000	※ドックでカメラを希望される場合は別途自己負担が必要です
	特別人間ドック	16,000	℡: 811-9137
	ミニドック	7,000	※ドック・ミニドックでカメラを希望される場合は別途自己負担が必要です
	脳ドック	8,000	※脳ドックは人間ドックとの組合せで受診可
四条烏丸クリニック	特別人間ドック	16,000	℡: 0120-012-770
	ミニドック	7,000	※ミニドックの胃部検査は賃貸視検査のみです。(胃カメラへの変更不可)
	脳ドック	7,000	※脳ドックでカメラを希望される場合は別途自己負担が必要です
京都工場保健会	人間ドック	12,000	℡: 0120-823-053 (代表: 823-0530)
	人間ドック	12,000	℡: 561-1121
	脳ドック	10,000	※脳ドックの単独は不可
京都第一赤十字病院	人間ドック	12,000	℡: 212-6151
	脳ドック	10,000	※脳ドックの単独は不可
	人間ドック	12,000	℡: 392-3501
京都市立病院建診センター	人間ドック	12,000	℡: 通話 311-6344 (代表: 311-5311)
	人間ドック	12,000	℡: 312-7393
	人間ドック	12,000	℡: 822-8246
京都民医連太子看護所	ミニドック	7,000	
	人間ドック	12,000	℡: 365-0825
京田病院建診センター	人間ドック	12,000	℡: 0120-050-108 (代表: 593-7774)
	人間ドック	12,000	℡: 712-9160
洛羽医療病院建診センター	ミニドック	7,000	℡: 623-1113
	人間ドック	7,000	℡: 432-1261
京都城病院	ミニドック	7,000	℡: 593-1441
	人間ドック	7,000	
京都南生物(研)付属看護所	人間ドック	7,000	
	ミニドック	7,000	

①ご希望の検査機関に電話で予約をしてください。

②健診日が決まりましたら、「本人負担額」と「専門健診受診券(ピンク色)」を当組合まで持参してください。
※専門健診・ミニドック・人間ドックについては、年度内に重複して受診できませんので、いずれか一つをご選択ください。万が一重複して受診された場合は、契約料金全額を負担していただることになりますので、ご注意ください。



《補助対象外の方は、契約料金全額自己負担です》

※75歳以上の継続組合員の方は全機関一律￥20,000です※